

土技第773号
令和6年9月24日

一般社団法人沖縄県建設業協会会長
一般社団法人沖縄県中小建設業協会会長
一般社団法人沖縄県電気管工事業協会会長
一般社団法人沖縄県測量建設コンサルタント協会会長
公益社団法人沖縄県建築士会会長
一般社団法人沖縄県建築士事務所協会会長
一般社団法人沖縄県造園建設業協会会長
一般社団法人沖縄県舗装業協会会長
一般社団法人沖縄県磁気探査協会会長
公益社団法人日本建築家協会 沖縄支部長
一般社団法人沖縄県設備設計事務所協会会長
一般社団法人日本補償コンサルタント協会沖縄支部長

殿

沖縄県土木建築部長
(公印省略)

「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の
最低制限価格制度実施要領」の制定について

みだしのことについて、適正な利益の確保や人材育成等のため、沖縄県建設業審議会の答申の算定式を下記のとおり反映した「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格制度実施要領（以下「実施要領」という。）」を制定しました。

つきましては、貴管下会員への周知方よろしくお願いします。

なお、「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領（平成27年2月27日土総第2314号）」は、廃止します。

記

1 答申の算定式について

次の2業種の算定式を以下のとおりとする

(1)建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）

算定式：「諸経費の額×0.60」→「諸経費の額×0.75」

(2)地質調査業務（磁気探査業務含む）

算定式：「諸経費の額×0.50」→「諸経費の額×0.80」

2 適用時期

令和6年10月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

3 その他

実施要領はホームページに掲載

「1-29 沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格制度実施要領」

沖縄県土木建築部技術・建設業課

TEL 098-866-2374

建設業指導契約班